介護支援専門員再就業等支援事業実施要綱

７福祉高介第８６３号
令和７年８月１９日
改正　８福祉高介第８９８号
令和８年７月１３日

（目的）

第１条　本事業は、将来的な介護支援専門員の不足に備え、現任ではない有資格者の介護支援専門員としての再就業や介護支援専門員以外の職からの転職（以下「再就業等」という。）を支援すること及び中山間・離島等地域に所在する介護事業所等による当該地域外の介護支援専門員に向けた採用活動を支援することで、都内における現任介護支援専門員の確保につなげることを目的とする。

また、介護と仕事の両立支援に関する知識・経験豊富な介護支援専門員を中小企業等へ派遣し、従業員向けセミナーや相談窓口設置に向けた助言等を実施することにより、介護支援専門員の活用を図るとともに、介護に直面した従業員に対する介護と仕事の両立支援制度整備等に取り組む中小企業を支援することで、介護離職の防止を図ることを目的とする。

（実施主体）

第２条　本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。ただし、事業の実施に当たっては、適切な事業の運営を確保できると認められる団体等に事業の一部を委託して実施することができるものとする。

（事業内容）

第３条　次の各号に掲げる事業を実施する。

（１）都の補助事業や研修案内等の情報提供
（２）介護支援専門員による現任ではない有資格者向けの就労相談
（３）就業・定着奨励金の交付
（４）中山間・離島等地域における介護支援専門員採用活動のかかり増し経費支援
（５）介護支援専門員による中小企業従業員への介護と仕事の両立に関する普及啓発等
（６）介護支援専門員による中小企業における従業員向け相談窓口設置に向けた提案・助言
（７）介護と仕事の両立支援制度整備奨励金の交付
（８）その他、介護支援専門員の確保・活用及び介護離職防止に資する取組

（都の補助事業や研修案内等の情報提供）

第４条　前条（１）に掲げる情報提供は、都の介護支援専門員名簿の登録者に対し、次の各号に掲げる内容について行うこととする。

（１）介護支援専門員の支援に係る都の補助事業に関すること
（２）介護支援専門員の資質向上等に係る研修に関すること
（３）その他、介護支援専門員制度等に関すること

（介護支援専門員による現任ではない有資格者向けの就労相談）

第５条　第３条（２）に掲げる就労相談は、介護支援専門員が再就業等に際し生じる疑義等に対し、都が設置する窓口に配置した介護支援専門員資格を有する相談員が対応する。

なお、介護支援専門員資格を有する相談員については、別途、介護支援専門員の職能団体等と連携し確保する。

２　相談員は、相談者に対し、適宜、前条に掲げる情報提供や次条に掲げる奨励金の交付制度を案内するとともに、就業先の紹介を求める相談者には、公共職業安定所や社会福祉法人東京都社会福祉協議会が運営する東京都福祉人材センターを案内する。

（就業・定着奨励金の交付）

第６条　第３条（３）に掲げる就業・定着奨励金は、以下に掲げる要件を全て満たす者に交付する。

なお、現に介護支援専門員資格を失効した者であっても、交付申請前に介護支援専門員証の再交付を受け６か月以上従事した場合は交付対象とする。

（１）東京都内の別表１に定める介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条及び第８条の２に掲げる事業を行う事業所又は施設（以下「事業所等」という。）において介護支援専門員として就業していること。

（２）就業する事業所等における介護支援専門員として（法令に基づき介護支援専門員以外の職務への兼務が認められている場合を含む。）の１週間の所定労働時間が２０時間以上であること。

（３）次のいずれかに該当する者であって、（１）に規定する事業所等と新たに雇用契約を締結の上就業し、原則として本事業の実施年度中に介護支援専門員としての従事期間が６か月に達する者であること。ただし、当該年度の前年度中に介護支援専門員としての従事期間が６か月に達し、別に定める期間までに申請があった者を含む。

ア　事業所等において介護支援専門員として勤務した後、当該職を離職し３か月（失業保険受給期間を除く。）以上経過した者

イ　介護支援専門員証の交付を受けた後、介護支援専門員としての勤務経験を持たず、かつ、事業所等で業務に従事していない者。ただし、介護支援専門員証の新規交付者（本事業実施年度における都の介護支援専門員名簿の新規登録者）は除く。

（４）過去に就業・定着奨励金の交付を受けていないこと。

２　この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は別に定める。

（中山間・離島等地域における介護支援専門員採用活動のかかり増し経費支援）

第７条　第３条（４）に掲げる支援については、別表２に定める中山間・離島等地域に所在する別表３に定める事業所又は施設が、当該地域外の介護支援専門員（現任ではない有資格者を含む）に対して採用活動を実施する場合に、地理的条件等により発生するかかり増し経費を対象として補助金を交付する。

２　この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は別に定める。

（介護支援専門員による中小企業従業員への介護と仕事の両立に関する普及啓発等）

第８条　第３条（５）に掲げる普及啓発等については、希望する中小企業等に対し、介護と仕事の両立支援に関する知識・経験豊富な介護支援専門員を派遣し、従業員に向けたセミナーや相談会を実施す

る。
　なお、実施にあたっては、都産業労働局の所管する中小企業・労働者支援機関等と連携するものとする。

（介護支援専門員による中小企業における従業員向け相談窓口設置に向けた提案・助言）
第９条　第３条（６）に掲げる提案・助言については、希望する中小企業等に対し、介護支援専門員を派遣し、介護と仕事の両立に関する従業員向け相談窓口の設置に向けた提案・助言及び次条に規定する奨励金の紹介を行う。
　なお、実施にあたっては、都産業労働局の所管する中小企業・労働者支援機関等と連携するものとする。

（介護と仕事の両立支援制度整備奨励金の交付）
第 10 条　第３条（７）に掲げる介護と仕事の両立支援制度整備奨励金（以下「両立奨励金」という。）は、以下各号の取組を実施する中小企業等に交付する。
（１）相談窓口の整備　　３０万円
　第９条に定める介護支援専門員による中小企業における従業員向け相談窓口設置に向けた提案・助言を受け、相談窓口の整備を実施していること。
（２）初期集中支援制度の創設　　５０万円
　（１）に取組んだ上で、介護に直面した従業員を対象に、介護に関連する経費を支援する給付制度を創設し、従業員に周知していること。
（３）初期集中支援制度の活用促進　　２０万円
　前年度以前に（２）で創設した制度が活用される就労環境を整備・維持し、従業員２名以上の利用実績が確認できること。
（４）介護と仕事の両立支援に係る取組の他企業へのＰＲ　　２０万円
　（１）又は（１）及び（２）両方に取組んだ上で、実施成果について自社ホームページに掲載する等、他企業への普及啓発を実施していること。
２　各取組に対する奨励金の交付は１回限りとする。ただし前項（３）初期集中支援制度の活用促進については、この限りでない。
３　この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は別に定める。

附　則（令和７年８月１９日付７福祉高介第８６３号）
この要綱は、決定の日から施行し、令和７年４月１日から適用する。
附　則（令和８年７月１３日付８福祉高介第８９８号）
この要綱は、決定の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

別表１　第６条関係（事業所等）

1	居宅介護支援事業所
2	介護予防支援事業所
3	地域包括支援センター
4	介護老人福祉施設
5	介護老人保健施設
6	介護医療院
7	（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所
8	（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所
9	看護小規模多機能型居宅介護事業所
10	（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所
11	地域密着型特定施設入居者生活介護事業所
12	地域密着型介護老人福祉施設
13	その他介護支援専門員の資格を活用した事業を行う者として東京都が認める事業者

別表２　第７条関係（中山間・離島等地域）

1	檜原村
2	奥多摩町
3	大島町
4	利島村
5	新島村
6	神津島村
7	三宅村
8	御蔵島村
9	八丈町
10	青ヶ島村

11	小笠原村

別表３　第７条関係（事業所又は施設）

1	居宅介護支援事業所
2	介護予防支援事業所
3	介護老人福祉施設
4	介護老人保健施設
5	介護医療院
6	（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所
7	（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所
8	看護小規模多機能型居宅介護事業所
9	（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所
10	地域密着型特定施設入居者生活介護事業所
11	地域密着型介護老人福祉施設
12	介護予防ケアマネジメント事業所